

令和5年第6回（12月）みなかみ町議会定例会会議録第1号

令和5年12月5日（火曜日）

議事日程 第1号

令和5年12月5日（火曜日）午前9時開議

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議長諸報告 |
| 日程第 4 | 請願・陳情文書表 |
| 日程第 5 | 承認第 5号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について |
| 日程第 6 | 議案第57号 みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第58号 みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例及び
みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例について
議案第59号 みなかみ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第60号 みなかみ町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例につい
て |
| 日程第 8 | 議案第61号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第62号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行
に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第63号 みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につ
いて |
| 日程第11 | 議案第64号 みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例の
一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第65号 指定管理者の指定について（みなかみ町公衆浴場 いこいの湯）
議案第66号 指定管理者の指定について（みなかみ町月夜野学童クラブ）
議案第67号 指定管理者の指定について（みなかみ町月夜野第2学童クラブ）
議案第68号 指定管理者の指定について（みなかみ町保健福祉センター）
議案第69号 指定管理者の指定について（みなかみ町交流促進センター（太助の
郷））
議案第70号 指定管理者の指定について（みなかみ町産地形成促進施設（月夜野は
一べすと））
議案第71号 指定管理者の指定について（みなかみ町農林漁業体験実習館（豊楽
館）） |

- 議案第72号 指定管理者の指定について（みなかみ町農産物加工施設（福寿茶屋））
- 議案第73号 指定管理者の指定について（みなかみ町手づくり郷土の香りの家）
- 議案第74号 指定管理者の指定について（みなかみ町フルーツ公園（桃李館））
- 議案第75号 指定管理者の指定について（寺間運動公園）
- 議案第76号 指定管理者の指定について（みなかみ町カルチャーセンター）
- 議案第77号 指定管理者の指定について（みなかみ町健康福祉施設 湯テルメ・谷川）
- 議案第78号 指定管理者の指定について（みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園「満天星の湯」）
- 議案第79号 指定管理者の指定について（みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設）
- 議案第80号 指定管理者の指定について（第2号みなかみ町駐車場）
- 議案第81号 指定管理者の指定について（猿ヶ京温泉屋内運動場）
- 議案第82号 指定管理者の指定について（湯宿温泉屋内運動場）
- 議案第83号 指定管理者の指定について（みなかみ町真沢ファーム交流施設）
- 議案第84号 指定管理者の指定について（みなかみ町農村交流公園（遊神館））
- 議案第85号 指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家 木工の家）
- 議案第86号 指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家 竹細工の家）
- 議案第87号 指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家 わら細工の家）
- 議案第88号 指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家 陶芸の家）
- 議案第89号 指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家 和紙の家）
- 日程第13 議案第90号 指定管理者の指定について（みなかみ町ふれあい交流館）
- 日程第14 議案第91号 指定管理者の指定について（みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター「上牧 風和の湯」）
- 日程第15 議案第92号 令和5年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第93号 令和5年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第94号 令和5年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 一般質問
- ◇ 阿部 清 君 …… 1. 水道水の安定供給に向けた取り組み
 - ◇ 小林 洋 君 …… 1. 日帰温泉施設について
 - ◇ 鈴木美香 君 …… 1. 『赤谷プロジェクト』が20周年を迎えるにあたって
2. CAPこどもの人権（安心・安全・自由の権利を守る）プログラムの導入を

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	河合史将君	2番	江口樹君
3番	石坂欣也君	4番	牧田直己君
5番	茂木法志君	6番	星野宗央君
7番	鈴木美香君	8番	阿部清君
9番	高橋視朗君	10番	高橋久美子君
11番	森健治君	12番	小林洋君
13番	高橋市郎君	14番	石坂武君

欠席議員 なし

会議録署名議員

2番	江口樹君	10番	高橋久美子君
----	------	-----	--------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	原澤達也	書記	泉雪江
書記	桑原孝治		

説明のため出席した者

町長	阿部賢一君	教育長	田村義和君
総務課長	高野明夫君	財政課長	林市治君
企画課長	小池俊弘君	税務会計課長	高橋一夫君
町民福祉課長	中西紀子君	子育て健康課長	入澤はるみ君
環境課長	原沢智章君	上下水道課長	鈴木伸史君
農林課長	原澤真治郎君	観光商工課長	鈴木和幸君
地域整備課長	林昇君	学校教育課長	河合博市君
生涯学習課長	丸山浩文君	水上支所長	萩原達也君
新治支所長	合沢衛君		

開 会

午前9時 開会

議 長（石坂 武君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより令和5年第6回12月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

議 長（石坂 武君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町 長（阿部賢一君） 皆さん、おはようございます。

石坂議長のお許しをいただきましたので、開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は12月定例議会を招集させていただきましたところ、公私ともご多忙中にもかかわらず議員各位のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、師走に入り何かと慌ただしい季節を迎えております。既に谷川岳も美しい雪化粧を施し、本格的な冬の訪れを感じさせております。議員各位におかれましては、議会閉会中にも施策協議や調査活動をはじめ各常任委員会等にご尽力をいただき、精力的な議員活動に対し改めて敬意を表する次第であります。

今回の定例会におきましても、観光業や農業など地域経済の振興や教育や福祉、環境問題などの町の課題に目を向けながら、皆様とご協議の上、解決策を見いだしてまいりたいと考えております。何とぞご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会に提案いたします案件は、承認1件、条例8件、指定管理27件、補正予算3件の計39件であります。詳細につきましては、後ほどご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

開 議

議 長（石坂 武君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石坂 武君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名をいたします。

2番 江口 樹 君

10番 高橋 久美子 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石坂 武君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日12月5日より12月13日までの9日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日12月5日より12月13日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（石坂 武君） 日程第3、議長諸報告を行います。

これより9月以降の主な事項について報告いたします。

9月9日、みなかみ中学校体育祭及び沼田市花火大会に出席いたしました。

12日、第50回福祉パレードは、議会を代表して牧田総務文教厚生常任委員長に出席していただきました。

18日、第37回愛のチャリティー芸能大会、21日、ふるさとみなかみいただきます給食試食会、26日、利根郡町村議長会研修会及びみなかみ町秋季グラウンドゴルフ大会、28日、中之条湯河原線等整備促進期成同盟会総会、30日は、第8回つきよのこども園運動会が開催され、出席いたしました。

10月に入り、1日、谷川岳遭難者慰霊祭並びに谷川岳閉山式、4日、第88回利根招魂祭、6日、利根沼田暴力追放推進協議会定期総会、12日、第33回町長杯争奪戦ゲートボール大会、15日、みなかみ町消防団秋季点検、16日は、定例利根郡町村議長会、利根沼田広域市町村圏振興整備組合定例議員協議会及びみなかみ町観光協会新治地区「なっからフォーラム」が開催され、出席いたしました。

18日、防災拠点の設置及び災害時総合支援体制構築協定書調印式、20日は、特別養

護老人ホーム西嶺の郷20周年記念式典及びみなかみ町戦没者追悼式、21日、防火ポスターコンクール表彰式及び利根商業高等学校の文化祭峻嶺祭が開催され、出席いたしました。

22日、第16回福祉ふれあいフェスティバル式典の部及び第1回歌碑祭、23日、みなかみユネスコエコパークポスターコンクール審査及び第61回群馬県民スポーツ大会利根郡選手団結団式が開催され、出席いたしました。

25日、群馬県町村議会議長会理事会、27日、国道17号線新三国トンネル開削促進期成同盟会総会、29日、川場村役場新庁舎落成式、10月30日から11月1日までの間で利根郡町村議会議長会県外研修会が開催され、出席いたしました。

11月に入り2日、群馬県町村議会議員研修会、3日、みなかみ町文化祭開会式、10日、中学生議会、14日、定例利根郡町村議長会、利根沼田広域市町村圏振興整備組合定例議員協議会、利根沼田学校組協議員協議会が開催され、出席いたしました。

19日は、赤谷湖SUPマラソンが開催され、議会を代表して高橋久美子副議長に出席していただきました。

22日、利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会定例会及び利根沼田学校組議会定例会、23日、第65回利根沼田青少年柔剣道大会、28日から29日にかけて、群馬県関係国会議員との意見交換会並びに第67回町村議会議長全国大会が開催され、出席いたしました。

なお、同日29日に開催された利根沼田地区防犯協会定期総会につきましては、高橋久美子副議長に出席していただきました。

12月に入り2日、第25回米・食味分析鑑定コンクール国際大会inつなぐが開催され、視察を行いました。

詳細につきましては、議会事務局で閲覧くださるようお願いいたします。

以上をもちまして、議長諸報告といたします。

日程第4 請願・陳情文書表

議長（石坂 武君） 日程第4、請願・陳情文書表を議題といたします。

今期定例会における請願・陳情は文書表のとおりであります。

[巻末 参考資料]

議長（石坂 武君） 以上、文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、よろしく願いいたします。

日程第5 承認第5号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

議長（石坂 武君） 日程第5、承認第5号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より専決処分報告の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 承認第5号についてご説明を申し上げます。

にいほるこども園における奉仕作業中の物損事故を原因とする損害賠償であります。

令和5年9月2日午前9時頃、にいほるこども園駐車場付近で草刈り機による除草作業を行っていたところ、小石を飛ばしてしまい、駐車場に止めてあった損害賠償相手が所有する車両のリアガラスを破損させてしまったものであり、損害賠償の額は14万7,157円であります。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年9月19日に専決処分を行ったものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

承認第5号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて承認第5号の質疑を終結いたします。

これより承認第5号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて承認第5号の討論を終結いたします。

承認第5号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告については、原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第57号 みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第58号 みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例及びみなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第59号 みなかみ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例について

議長（石坂 武君） 日程第6、議案第57号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第59号、みなかみ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの以上3件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） それでは、議案第57号から59号まで人事院勧告に伴う改正のため関連がありますので、一括してご説明を申し上げます。

人事院は、令和5年8月7日に民間給与との格差に基づき、初任給をはじめ若年層に重点を置いた給料月額改正と特別給の支給を0.10月引き上げる勧告を行いました。また、群馬県人事委員会においても、人事院勧告に準じた勧告がされております。みなかみ町においても、同様の措置を講ずるものであります。

議案第57号の改正内容は、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、大学卒業における初任給を1万1,800円程度、高校卒業における初任給を1万2,000円程度引き上げます。これに併せて若年層の給与月額を中心に平均1.1%程度引上げの改正を行います。また、特別給については、現行年間4.40月を4.50月とし、期末手当及び勤勉手当についてそれぞれ0.05月分の引上げを行うものであります。

議案第58号の改正内容は、特別給について、国の特別職の改正に準じ、現行年間4.30月を4.40月とし、0.10月分の引上げを行うものです。

議案第59号についても、人事院勧告に伴う給与月額改正です。会計年度任用職員の給料月額は、国の給料表を基準としていることから改正する必要があり、給料表全体で7.5%増となります。また、地方自治法の改正に伴い、令和6年6月から会計年度任用職員に支給される勤勉手当について、今回の改正に併せて所要の措置を行うものであります。

以上が改正の主な内容でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第57号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第57号の質疑を終結いたします。

次に、議案第58号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第58号の質疑を終結いたします。

次に、議案第59号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第59号の質疑を終結いたします。

議長（石坂 武君） これより議案第57号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第57号の討論を終結いたします。

議案第57号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長（石坂 武君） これより議案第58号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第58号の討論を終結いたします。

議案第58号、みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例及びみなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号、みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例及びみなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長（石坂 武君） これより議案第59号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第59号の討論を終結いたします。

議案第59号、みなかみ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号、みなかみ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第60号 みなかみ町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議長(石坂 武君) 日程第7、議案第60号、みなかみ町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第60号についてご説明を申し上げます。

本条例は、みなかみ町長の給料減額期間を延長するものであります。現状においては、新型コロナウイルス感染拡大前の経済活動に戻りつつありますが、町民の皆様方の理解を得て政策を実現していくため、みなかみ町長としての覚悟を示す具体的な方法として給料削減期間をもう1年延長し、町民の負託に応えていきたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長(石坂 武君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第60号について質疑はありませんか。

13番高橋市郎君。

13番(高橋市郎君) ただいま特別職の町長の給料の減額を1年延長するという提案であります。

昨年、1年前に減額の提案がありました。そのときに1年の期限付ということであったんですけども、本来ならば誰もが思うのが、いわゆる1期4年間の中でそういう姿勢を示すというふうに捉えたと、私もそうだったんです。そうでなく1年限りということで、私はたしか反対したような気もするんですけども、ここであのときの町長の説明で、いわゆる今の提案理由の説明にもありましたけれども、いわゆるコロナによる経済が悪化していると、経済活動が悪化していると、それに伴ってやると、そのことがいわゆる経済が元の状態に戻る状況の中においては戻すというような提案理由が1年前にもあって、今にもあったような感じなんですけれども、どういう判断基準でそういうふうに捉えるのか、まずはその点について、経済活動のいわゆる状況が元に戻るとい判断材料というのはどの辺にあるのか、それについていかがですか。

議長(石坂 武君) 町長。

町長(阿部賢一君) 判断材料というご質疑だと思うんですけども、以前よりは半分戻ってきているという認識ではあります。ただ、まだ自分の中でいろいろな意見を賜る中で、今回1年

延長するという判断をさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

高橋市郎君。

13番（高橋市郎君） そこで、もう一点質問というか、するのは、いわゆる残りの期間ずっとという考えにはならなかった、1年という期限を区切った、本来なら私の任期の間はというのが、私の感覚からすると当然かなというふうに思うんですけども、1年という期限を切ったのはどういうところからそういうふうに決めたか、ご質問します。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 任期4年という考え方もありますけれども、いずれにせよ、私は、精いっぱい負託に応える仕事をしているというふうに思っておりますし、例えそうあっても、そういう状況ではないというときもあるんだと思います。そういう意味で1年間延長と、今回は1年間延長させてもらうということでご理解いただきたいと思います。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

12番小林議員。

12番（小林 洋君） 高橋市郎議員とちょっとかぶる部分があると思うんですけども、コロナ禍の前に戻るとというのが、その感覚的なもので直るのか、それとも何か指標を作って、例えば観光客の入り込み数が戻ってきたとか、税収が元に戻ったとか、そういうような具体的な数字、これ一般質問であったと思うんですけども、何か分かりやすい指標みたいなのがあったほうが分かりやすいのかなと思うんですけども、そういう指標があるからこそ1年ずつ区切りながら様子を見ているという形でもあると思うんですけども、その辺どうでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 具体的な数字というのは持ち合わせていませんけれども、肌感覚として大分戻ってきているなというのは十分感じています。また、数字等については、どういう方法があるかというものはこれから検討というんですか、考えさせていただきたいと思います。ただ、それは皆さん議員各位の皆さんも、いろいろな面で大分以前よりはそういう感触を得ているのではないかなというふうには思っております。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

小林君。

12番（小林 洋君） なかなか肌感覚というの、町民の人にも分かりづらいと思うので、何かそういう説得力のあるもので、また次、見直してもらえればと思うんですけども、その辺、検討していただけるかどうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） そういう意見もあるということで賜りました。ありがとうございます。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

高橋視朗君。

9番（高橋視朗君） 同じような質問なんですけれども、私、町長が選挙のとき、昨年るとき出したこの資料を持っているんですけども、そのときに町長報酬20%削減と書いてありま

す。期限とか何もそれは言っていないし、そのときの経済の状況とか、そういうことも言っていない。私はそれを聞いていないんですけれども、ということは、経済とか1年とか、そう言っているのは、この公約の、いや、私は反しているのではないかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 公約に反しているという認識はありませんけれども、まずその資料をちょっと。

（「資料といってもこれは」の声あり）

議長（石坂 武君） ちょっと待って、回答終わってから。

町長（阿部賢一君） どの部分が反しているという認識なんでしょうか。確認。

議長（石坂 武君） 町長、そこで確認で1回止める。

町長（阿部賢一君） 止めてもらっていいでしょうか。

議長（石坂 武君） 高橋視朗君。

9 番（高橋視朗君） この資料は、各家庭などに配られたものです、選挙事務所から。この内容はもちろん候補者、このときの候補者も知っていると思うんです。それでやったんだと思います。その中には、町長報酬20%削減、今、先ほど小林議員、高橋市郎議員が言ったようなことは何も言っていない。だから、当然もしここで当選した場合は、4年間は20%削減というふうに町民は理解していたと私は思うんですけれども、その辺です。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） ですから、20%削減、今、延長させていただいたということでご理解いただけるんだと思います。

議長（石坂 武君） 高橋視朗君。

9 番（高橋視朗君） 今もまた1年延長ということで、昨年延長して、今年延長してと、だから、ここには1年なんて書いていないんです。書いていないということは、選挙の公約だから、4年間、1期4年間なんで、4年間ではないかと、町民はそういうふうにみんな思っていたと思うんです。その辺はどういうことなんでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） ですから、1年1年とか、そういうことで理解していただけるんだと思うんですけれども、20%削減というのは、現実に今延長しているわけですから、何ら公約違反だという認識は持っていません。だから、一般論としてその当時の選挙期間中、選挙前、あの経済状況の時はそういう状況だったということで20%削減、だから今でもそれを延長するわけですから、何ら公約違反ではないという認識しております。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

高橋市郎君。

13 番（高橋市郎君） 3回目なんですけれども、先般の全員協議会の中で、財政課長から今後の財政状況の説明を私たちは受けました。その中で決して財政状況がよくなるという説明でなくて、ますます緊縮財政に持っていかなければという説明であったように私は受け取ったんですけれども、そういう認識は町長は今どのようにお考えでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） もちろんそういう厳しい状況であるというふうには認識しておりますから、より一層行財政改革を進め、歳出削減に努めていくという思いで町政には当たっておるところでございます。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第60号の質疑を終結いたします。

これより議案第60号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第60号の討論を終結いたします。

議案第60号、みなかみ町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号、みなかみ町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第61号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（石坂 武君） 日程第8、議案第61号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第61号についてご説明を申し上げます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年1月から出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び均等割額の免除措置を実施するため、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第61号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第61号の質疑を終結いたします。

これより議案第61号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第61号の討論を終結いたします。

議案第61号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第62号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長(石坂 武君) 日程第9、議案第62号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第62号についてご説明を申し上げます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行され、学校教育法及び子ども・子育て支援法等の一部が改正をされました。これら法律の改正により、関連する条例改正の必要が生じたため、当該条例を提案するものです。

主な改正内容は、当該法律等に条項ずれが生じたことによる改正であり、これに関連する条例が複数ありますので、一括して改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(石坂 武君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第62号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第62号の質疑を終結いたします。

これより議案第62号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第62号の討論を終結いたします。

議案第62号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第63号 みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議長(石坂 武君) 日程第10、議案第63号、みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第63号についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、みなかみ町下水道事業及びみなかみ町農業集落排水事業を令和6年4月1日付で公営企業会計へ移行するに当たり、関係する条文を整備するため本条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容は、現在、地方公営企業法の全部適用を受けているみなかみ町水道事業にみなかみ町下水道事業及びみなかみ町農業集落排水事業を加え、みなかみ町上下水道事業として地方公営企業法の全部を適用する旨の規定を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長(石坂 武君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第63号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第63号の質疑を終結いたします。

これより議案第63号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第63号の討論を終結いたします。

議案第63号、みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号、みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第64号 みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例について

議長(石坂 武君) 日程第11、議案第64号、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第64号についてご説明を申し上げます。

本条例につきましては、許可申請における定格出力30キロワット未満及び事業区域面積1,000平方メートル未満の双方の基準を満たした場合に申請が不要になるよう、既存の条例の一部を改正するものであります。

また、既存の条例施行日前に再生可能エネルギー特別措置法における経済産業大臣の認可を受けている事業については、本条例第8条第2項を適用しないための附則を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長(石坂 武君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第64号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第64号の質疑を終結いたします。

これより議案第64号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第64号の討論を終結いたします。

議案第64号、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号、みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

- 日程第12
- 議案第65号 指定管理者の指定について(みなかみ町公衆浴場 いこいの湯)
 - 議案第66号 指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野学童クラブ)
 - 議案第67号 指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野第2学童クラブ)
 - 議案第68号 指定管理者の指定について(みなかみ町保健福祉センター)
 - 議案第69号 指定管理者の指定について(みなかみ町交流促進センター(太助の郷))
 - 議案第70号 指定管理者の指定について(みなかみ町産地形成促進施設(月夜野はーべすと))
 - 議案第71号 指定管理者の指定について(みなかみ町農林漁業体験実習館(豊楽館))
 - 議案第72号 指定管理者の指定について(みなかみ町農産物加工施設(福寿茶屋))
 - 議案第73号 指定管理者の指定について(みなかみ町手づくり郷土の香りの家)
 - 議案第74号 指定管理者の指定について(みなかみ町フルーツ公園(桃李館))
 - 議案第75号 指定管理者の指定について(寺間運動公園)
 - 議案第76号 指定管理者の指定について(みなかみ町カルチャーセンター)
 - 議案第77号 指定管理者の指定について(みなかみ町健康福祉施設 湯テルメ・谷川)
 - 議案第78号 指定管理者の指定について(みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園「満天星の湯」)
 - 議案第79号 指定管理者の指定について(みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設)
 - 議案第80号 指定管理者の指定について(第2号みなかみ町駐車場)
 - 議案第81号 指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉屋内運動場)
 - 議案第82号 指定管理者の指定について(湯宿温泉屋内運動場)
 - 議案第83号 指定管理者の指定について(みなかみ町真沢ファーム交流施設)
 - 議案第84号 指定管理者の指定について(みなかみ町農村交流公園(遊神館))
 - 議案第85号 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家 木工の家)
 - 議案第86号 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家 竹細工の家)
 - 議案第87号 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家 わら細工の家)
 - 議案第88号 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家 陶芸の家)
 - 議案第89号 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家 和紙の家)

議長（石坂 武君） 日程第12、議案第65号、指定管理者の指定について（みなかみ町公衆浴場 いこいの湯）から議案第89号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家 和紙の家）までの以上25件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第65号から議案第89号まで一括してご説明を申し上げます。

本年度末に指定管理期間の満了を迎える23施設、新たに指定される2施設の合計25施設について、いずれも町の指定管理者制度導入基本方針に規定している、公募せず特定の団体を指定する施設として指定管理者の指定を提案するものであります。

内容につきましても、令和5年11月7日にみなかみ町公の施設指定管理者選定委員会を開催し、審議いただいたところであります。なお、それぞれの施設につきましては、利用者にとって利便性の維持向上や地域の密着度、効率的・効果的な管理運営が確保されること。また、設置当時からの様々な経緯等を考慮したほか、設置目的に沿った適正管理の実績等を踏まえ、指定管理者を指定するものであります。

まず、施設の内訳につきまして、前回と同一の指定管理者及び指定管理期間の施設は、みなかみ町公衆浴場いこいの湯、みなかみ町保健福祉センター、みなかみ町交流促進センター、みなかみ町産地形成促進施設、みなかみ町農林漁業体験実習館、みなかみ町農産物加工施設、みなかみ町手づくり郷土の香りの家、みなかみ町フルーツ公園、寺間運動公園、みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園「満天星の湯」、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設、第2号みなかみ町駐車場、猿ヶ京温泉屋内運動場、湯宿温泉屋内運動場、みなかみ町たくみの家 竹細工の家、みなかみ町たくみの家 わら細工の家、みなかみ町たくみの家 陶芸の家、みなかみ町たくみの家 和紙の家の18施設です。指定管理期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

次に、前回と同一の指定管理者であります。指定管理期間を変更した施設は、みなかみ町月夜野学童クラブ、みなかみ町カルチャーセンター、みなかみ町健康福祉施設 湯テルメ・谷川の3施設であります。なお、指定管理期間は、月夜野学童クラブが月夜野地区の小学校統合に合わせ、学童クラブも統合するため、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間とし、カルチャーセンター及び湯テルメ・谷川の2施設は、施設の状況や運営等により令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間であります。

次に、前回と異なる指定管理者で、指定管理期間が変わらない施設は、みなかみ町たくみの家 木工の家です。現在指定管理者である株式会社うきもくが解散するため、その代表者によるたくみの里 木工芸振興会を指定管理者として変更するものであります。なお、指定管理期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

次に、前回と異なる指定管理者で、かつ指定管理期間を変更する施設は、みなかみ町月夜野第2学童クラブです。現在指定管理者である一般社団法人コトハバから教育事業部を独立させ、一般社団法人 だうばに指定管理者を変更するものです。指定管理期間は、月夜

野学童クラブと同様に、月夜野地区の小学校統合に合わせ学童クラブも統合するため、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間です。

最後に、新たに指定管理者の指定を行う施設が、みなかみ町真沢ファーム交流施設、みなかみ町農村交流公園（遊神館）の2施設になります。真沢ファーム交流施設は、令和3年6月より2年間、当該施設において新たな企画や今までとは異なる客層の獲得のための利活用や運営の実証実験を行い、地域資源と連携するなどの企画や運営が期待できる株式会社VILLAGE INCを指定管理者に指定するものです。また、農村交流公園（遊神館）は、長期にわたり当該施設の運営に関わってきた一般社団法人みなかみ農村公園公社の関連会社であり、現在は施設運営の大半を委託している株式会社たくみの里を指定管理者に指定するものであります。なお、指定管理期間は、ともに施設の状況や運営等により令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間です。

以上、それぞれの候補者を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項及びみなかみ町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第65号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第65号の質疑を終結いたします。

次に、議案第66号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第66号の質疑を終結いたします。

次に、議案第67号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第67号の質疑を終結いたします。

次に、議案第68号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第68号の質疑を終結いたします。

次に、議案第69号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第69号の質疑を終結いたします。

次に、議案第70号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第70号の質疑を終結いたします。

次に、議案第71号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第71号の質疑を終結いたします。

次に、議案第72号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第72号の質疑を終結いたします。

次に、議案第73号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第73号の質疑を終結いたします。

次に、議案第74号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第74号の質疑を終結いたします。

次に、議案第75号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第75号の質疑を終結いたします。

次に、議案第76号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第76号の質疑を終結いたします。

次に、議案第77号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第77号の質疑を終結いたします。

次に、議案第78号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第78号の質疑を終結いたします。

次に、議案第79号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第79号の質疑を終結いたします。

次に、議案第80号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第80号の質疑を終結いたします。

次に、議案第81号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第81号の質疑を終結いたします。

次に、議案第82号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第82号の質疑を終結いたします。

次に、議案第83号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第83号の質疑を終結いたします。

次に、議案第84号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第84号の質疑を終結いたします。

次に、議案第85号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第85号の質疑を終結いたします。

次に、議案第86号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第86号の質疑を終結いたします。

次に、議案第87号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第87号の質疑を終結いたします。

次に、議案第88号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第88号の質疑を終結いたします。

次に、議案第89号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第89号の質疑を終結いたします。

議長（石坂 武君） これより議案第65号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第65号の討論を終結いたします。

議案第65号、指定管理者の指定について（みなかみ町公衆浴場 いこいの湯）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号、指定管理者の指定について（みなかみ町公衆浴場 いこいの湯）は原案のとおり可決されました。

議長（石坂 武君） これより議案第66号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第66号の討論を終結いたします。

議案第66号、指定管理者の指定について（みなかみ町月夜野学童クラブ）を採決いた

します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号、指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野学童クラブ)は原案のとおり可決されました。

議長(石坂 武君) これより議案第67号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第67号の討論を終結いたします。

議案第67号、指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野第2学童クラブ)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号、指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野第2学童クラブ)は原案のとおり可決されました。

議長(石坂 武君) これより議案第68号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第68号の討論を終結いたします。

議案第68号、指定管理者の指定について(みなかみ町保健福祉センター)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号、指定管理者の指定について(みなかみ町保健福祉センター)は原案のとおり可決されました。

議長(石坂 武君) これより議案第69号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第69号の討論を終結いたします。

議案第69号、指定管理者の指定について（みなかみ町交流促進センター（太助の郷））を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号、指定管理者の指定について（みなかみ町交流促進センター（太助の郷））は原案のとおり可決されました。

議長（石坂 武君） これより議案第70号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第70号の討論を終結いたします。

議案第70号、指定管理者の指定について（みなかみ町産地形成促進施設（月夜野は一べすと））を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号、指定管理者の指定について（みなかみ町産地形成促進施設（月夜野は一べすと））は原案のとおり可決されました。

議長（石坂 武君） これより議案第71号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第71号の討論を終結いたします。

議案第71号、指定管理者の指定について（みなかみ町農林漁業体験実習館（豊楽館））を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号、指定管理者の指定について（みなかみ町農林漁業体験実習館（豊楽館））は原案のとおり可決されました。

議長（石坂 武君） これより議案第72号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第72号の討論を終結いたします。

議案第72号、指定管理者の指定について（みなかみ町農産物加工施設（福寿茶屋））を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号、指定管理者の指定について（みなかみ町農産物加工施設（福寿茶屋））は原案のとおり可決されました。

議長（石坂 武君） これより議案第73号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第73号の討論を終結いたします。

議案第73号、指定管理者の指定について（みなかみ町手づくり郷土の香りの家）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号、指定管理者の指定について（みなかみ町手づくり郷土の香りの家）は原案のとおり可決されました。

議長（石坂 武君） これより議案第74号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第74号の討論を終結いたします。

議案第74号、指定管理者の指定について（みなかみ町フルーツ公園（桃李館））を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号、指定管理者の指定について(みなかみ町フルーツ公園(桃李館))は原案のとおり可決されました。

議長(石坂 武君) これより議案第75号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第75号の討論を終結いたします。

議案第75号、指定管理者の指定について(寺間運動公園)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号、指定管理者の指定について(寺間運動公園)は原案のとおり可決されました。

議長(石坂 武君) これより議案第76号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第76号の討論を終結いたします。

議案第76号、指定管理者の指定について(みなかみ町カルチャーセンター)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号、指定管理者の指定について(みなかみ町カルチャーセンター)は原案のとおり可決されました。

議長(石坂 武君) これより議案第77号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第77号の討論を終結いたします。

議案第77号、指定管理者の指定について（みなかみ町健康福祉施設 湯テルメ・谷川）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号、指定管理者の指定について（みなかみ町健康福祉施設 湯テルメ・谷川）は原案のとおり可決されました。

議長（石坂 武君） これより議案第78号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第78号の討論を終結いたします。

議案第78号、指定管理者の指定について（みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園「満天星の湯」）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号、指定管理者の指定について（みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園「満天星の湯」）は原案のとおり可決されました。

議長（石坂 武君） これより議案第79号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第79号の討論を終結いたします。

議案第79号、指定管理者の指定について（みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号、指定管理者の指定について（みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設）は原案のとおり可決されました。

議長（石坂 武君） これより議案第80号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第80号の討論を終結いたします。

議案第80号、指定管理者の指定について(第2号みなかみ町駐車場)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号、指定管理者の指定について(第2号みなかみ町駐車場)は原案のとおり可決されました。

議長(石坂 武君) これより議案第81号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第81号の討論を終結いたします。

議案第81号、指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉屋内運動場)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号、指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉屋内運動場)は原案のとおり可決されました。

議長(石坂 武君) これより議案第82号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第82号の討論を終結いたします。

議案第82号、指定管理者の指定について(湯宿温泉屋内運動場)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号、指定管理者の指定について(湯宿温泉屋内運動場)は原案のとおり可決されました。

議長（石坂 武君） これより議案第83号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第83号の討論を終結いたします。

議案第83号、指定管理者の指定について（みなかみ町真沢ファーム交流施設）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号、指定管理者の指定について（みなかみ町真沢ファーム交流施設）は原案のとおり可決されました。

議長（石坂 武君） これより議案第84号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第84号の討論を終結いたします。

議案第84号、指定管理者の指定について（みなかみ町農村交流公園（遊神館））を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号、指定管理者の指定について（みなかみ町農村交流公園（遊神館））は原案のとおり可決されました。

議長（石坂 武君） これより議案第85号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第85号の討論を終結いたします。

議案第85号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家 木工の家）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家 木工の家）は原案のとおり可決されました。

議長（石坂 武君） これより議案第86号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第86号の討論を終結いたします。

議案第86号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家 竹細工の家）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家 竹細工の家）は原案のとおり可決されました。

議長（石坂 武君） これより議案第87号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第87号の討論を終結いたします。

議案第87号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家 わら細工の家）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家 わら細工の家）は原案のとおり可決されました。

議長（石坂 武君） これより議案第88号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第88号の討論を終結いたします。

議案第88号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家 陶芸の家）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家 陶芸の家）は原案のとおり可決されました。

議長（石坂 武君） これより議案第89号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第89号の討論を終結いたします。

議案第89号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家 和紙の家）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家 和紙の家）は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第90号 指定管理者の指定について（みなかみ町ふれあい交流館）

議長（石坂 武君） 日程第13、議案第90号、指定管理者の指定について（みなかみ町ふれあい交流館）を議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、5番茂木法志君の退場を求めます。

（5番 茂木法志君退場）

議長（石坂 武君） 町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第90号についてご説明を申し上げます。

本年度において指定管理期間が満了するみなかみ町ふれあい交流館であります。令和5年11月7日にみなかみ町公の施設指定管理者選定委員会を開催し、審議いただいたところであります。合同会社bottlekeepを特例指定とし、指定管理者に指定するものであります。合同会社bottlekeepは、湯原温泉街でゲストハウス&コワーキングスペースほつりを運営し、利用者にとっての利便性の維持向上、地域との密着度及び

効率的・効果的な管理運営が確保されていることから、指定管理者として適格であります。
なお、指定管理期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間です。

以上の候補者を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項及び
びみなかみ町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定によ
り、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたしま
す。よろしくお願い申し上げます。

議 長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第90号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第90号の質疑を終結いたします。

これより議案第90号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第90号の討論を終結いたします。

議案第90号、指定管理者の指定について（みなかみ町ふれあい交流館）を採決いたし
ます。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号、指定管理者の指定について（みなかみ町ふれあい交流館）は原
案のとおり可決されました。

5番茂木法志君の除斥を解きます。

（5番 茂木法志君入場）

日程第14 議案第91号 指定管理者の指定について（みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センタ
ー「上牧 風和の湯」）

議 長（石坂 武君） 日程第14、議案第91号、指定管理者の指定について（みなかみ町ふれあ
い・やすらぎ温泉センター「上牧 風和の湯」）を議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、3番石坂欣也君の退場を求めます。

（3番 石坂欣也君退場）

議 長（石坂 武君） 町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町 長（阿部賢一君） 議案第91号についてご説明を申し上げます。

本年度において指定管理期間が満了するみなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター「上牧 風和の湯」であります。令和5年1月7日にみなかみ町公の施設指定管理者選定委員会を開催し、審議いただいたところであります。事業実施に必要な体制と利用者にとっての利便性の維持向上や設置の目的に沿った適正管理の実績等を踏まえ、上牧温泉旅館協同組合を特例指定として指定管理者に継続して指定するものであります。なお、指定管理期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間です。

以上の候補者を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項及びみなかみ町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議 長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第91号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第91号の質疑を終結いたします。

これより議案第91号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第91号の討論を終結いたします。

議案第91号、指定管理者の指定について（みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター「上牧 風和の湯」）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号、指定管理者の指定について（みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター「上牧 風和の湯」）は原案のとおり可決されました。

3番石坂欣也君の除斥を解きます。

（3番 石坂欣也君入場）

議 長（石坂 武君） ここで暫時休憩します。再開を10時45分とします。

（10時26分 休憩）

（10時45分 再開）

議 長（石坂 武君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

- 日程第15 議案第92号 令和5年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）について
 議案第93号 令和5年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
 議案第94号 令和5年度みなかみ町下水道事業会計補正予算（第2号）について

議長（石坂 武君） 日程第15、議案第92号、令和5年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）についてから、議案第94号、令和5年度みなかみ町下水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第92号から第94号まで一括してご説明を申し上げます。

議案第92号については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2億3,582万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6億7,505万4,000円とするものです。

歳出補正の主なものは、人事異動及び給与改正に伴う職員、議員人件費の増額であります。

人件費以外では、2款総務費、1項総務管理費では、ふるさと納税推進事業1億8,253万5,000円及びふるさと応援基金管理事業4億円の増額が主なものです。

3項戸籍住民基本台帳費3億8,700万8,000円の増額は、住民基本台帳管理事業です。

3款民生費、1項社会福祉費では、エネルギー・食料品等価格高騰生活支援給付金事業1億6,195万2,000円の増額が主なものです。

2項児童福祉費では、子育て家庭住宅整備費補助事業1,500万円及び保育等施設給付事業2,000万円の増額が主なものです。

4款衛生費、3項水道費1億8,000万円の増額は、水道事業会計繰出事業です。

8款土木費、2項道路橋梁費3,300万円の増額は、道路ストック総点検・老朽化対策事業です。

4項都市計画費では、都市公園等管理運営事業2,500万円の増額が主なものです。

10款教育費、1項教育総務費では、小中学校統合推進事業1億4,888万円の増額が主なものです。

続いて、財源となる歳入補正です。

地方交付税2億1,271万円の増額は、普通交付税です。

使用料及び手数料200万円の増額は、湯原温泉街駐車場使用料です。

国庫支出金1億9,092万9,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億6,195万2,000円が主なものです。

県支出金1,323万円の増額は、障害児施設措置費負担金450万円及び子どものための教育・保育給付交付金500万円が主なものです。

財産収入60万円の増額は、合併振興基金積立金利子です。

寄附金4億円の増額は、ふるさと寄附金です。

繰入金3億9,085万5,000円の増額は、ふるさと応援基金繰入金です。

町債2,730万円の増額は、合併特例事業債が主なものです。

地方債補正につきましては、第2表のとおりです。

以上が一般会計の補正内容であります。

次に、議案第93号については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ357万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,107万円とするものです。

歳出補正は、一般会計と同様に人事異動及び給与改正に伴う職員人件費357万円の増額であります。

続いて、財源となる歳入補正は、繰越金357万円の増額であります。

以上が下水道事業特別会計の補正内容であります。

次に、議案第94号についてご説明いたします。

資本的収入は、1款水道事業資本的収入で1億8,000万円増額し、総額4億9,500万円とするものです。内容は、一般会計補助金です。

資本的支出は、1款水道事業資本的支出で1億8,000万円増額し、総額6億1,100万円とするものです。内容は、上の平浄水場系統ポンプ等設置工事です。

以上が水道事業会計の補正内容であります。

議案第92号から第94号まで一括して説明させていただきました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第92号、令和5年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）についてから、議案第94号、令和5年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの以上3件の質疑以降については、後日の本会議において審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号、令和5年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）についてから、議案第94号、令和5年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの以上3件の質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

日程第16 一般質問

通告順序1 8番 阿 部 清 1.水道水の安定供給に向けた取り組み

議長（石坂 武君） 日程第16、一般質問を行います。

一般質問については、5名の議員より通告がありました。

本日は、3名の方の質問を順次許可いたします。

初めに、8番阿部清君の質問を許可いたします。

阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 8番阿部清。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日につきましては、水道水の安定供給に向けた取組ということで、水道事業に関連した質問をさせていただきます、今後の対策を確認させていただきます。

本町は、利根川の上流域に位置し、東京都市圏の約8割3,000万人に水を供給する首都圏の水がめとして重要な役割を担っています。利根川源流のまち、水源のまちとして多くの町民が生活の中で水不足を身近に感じたことは少ないと思います。

しかしながら、この利根川の上流域に位置する綱子区では、今年の夏から秋にかけ浄水場の水が枯れ、深刻な水不足に直面しました。区内の一部世帯では、夕刻の各家庭が一斉に水を使う時間帯に給水ができなくなり断水となり、生活に支障を来しました。連日上下水道課の職員が水源地向かい、水の安定供給に努めていただきましたが、なかなか回復せず、やむなく向山地区や湯桧曾地区の水を利用させていただき、この状況を乗り切ることができました。

この水不足の要因として考えられることは、梅雨時の雨が少なかったことや夏の猛暑等が考えられますが、綱子区では以前にも幾度となく水不足を経験していますが、今回のように湧水まで枯れたのは初めてのことだと思います。

町は、今年の綱子区の水不足となった原因どのように考えているのか、まずお伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 阿部清議員の一般質問に答弁させていただきます。

綱子地区の水不足になった原因というふうな質問だというふうに思います。まずその答弁に入る前に、このたび本当に湧水と言っていいんですか、綱子地区における湧水において本当に区長さんを通じて区民の皆様にご協力をお願いした経緯がございます。おかげさまで最悪の事態は避けることができました。また本当にご心配、ご迷惑をおかけしたこと大変申し訳なく思っております。

そこで、原因ですが、やはり綱子地区には向山地区と綱子地区の2つの水源があり、昨シーズンの雪の少なさに加え、先ほど阿部清議員も申し上げました雨が降らなかった、そういう影響が重なったことで向山水源の取水量が減少し、また綱子水源においては、山が浅く保水能力が低いことから、一時的に水源が枯渇してしまうなど近年では経験したことのない水不足に見舞われ、準備していた湧水対策では対応できない状況までに至り、今現在も完全復旧していないため、連休や週末には応急体制で対応しているところであります。

この間先ほど質問にもありました上下水道課の職員には、休日を返上して巡回をしていただき、万全を期すようにという指示はさせていただいております。

雨が少なかった、雪不足等の自然環境の影響でこのような実態になったのかというふうに認識をしております。

以上、一次答弁とさせていただきます。

議長（石坂 武君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 綱子区には2つの水源があるわけですが、今回水不足となった綱子水源は、北側の山にあり地形も浅く、尾根の反対側は湯桧曾の赤沢に落ちているため、もともと取水量の少ない場所にあります。今回の渇水は、町長の説明ですと冬の降雪が少なかったことやその後の雨も少なかったこと等が原因ではないかということですが、現在でも完全復旧していないということは、なんか最近山の保水力が以前より低くなっているのかもしれない。

これから冬のシーズンに入り、区内にはスキー場もありますので、年末年始や土曜、日曜また多くの観光客が来ますので、上下水道課の職員の水道担当の職員は本当に大変だと思いますけれども、水の安定供給に向けまた対応を引き続きお願いしたいと思います。

綱子区の戸数57戸、人口120人ほどですが、区内の上向山地区は独自の水道を使っているため、実際は100人ほどが町で管理している水道を利用しています。しかしながら、綱子区は、旅館やペンション、民宿、アウトドアの事業所など多くの施設があり、繁盛期には人口の数倍の人が水道を利用します。人1人が1日に平均214リットルほどの水を使用していることが発表されています。この数字は、風呂やトイレ、調理、洗濯などに使用する生活用水を含んでおりますので、世帯人数が増えれば一人当たりの使用量は減ることになります。

厚生労働省によると、成人が1日に必要な水分量は2.5リットル必要と言われておりますので、生活の中ではほとんどの水が風呂や洗濯、トイレ、手洗いなどの衛生面に使われています。

今年の水不足で綱子区では、町からの節水にお知らせにより区民に協力いただき、何とか乗り切ったわけですが、近年の異常気象や気候変動の影響により、今回のような状況が来年以降も起こる可能性が十分考えられます。今年の教訓を踏まえ、このようなことが起こらないための今後の応急的な対策といたしますか、お伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 応急的な処置の考えということでの質問だというふうに思います。

綱子地区における渇水は、本当に先ほどお話がありました過去にも複数回あったというふうに伺っております。特に平成6年ですか、このときには今世紀最大の渇水と言われるほどの全国的渇水に見舞われたそんな年でありました。旧漢字の水上町におきましては、7月30日に資料によりますと渇水対策本部を設置し、その年の9月14日に渇水対策本部を解散しているという経緯があります。やはり相当な渇水というか、水不足だったんだというふうに思っております。その間やはり綱子地区においても約1か月間にわたり断水

や圧力低下が発生し、先ほど阿部清議員が申し上げますように、本当に地域住民や事業者、宿泊者に多大な迷惑をかけたというふうに聞いております。

今後の渇水に対する応急的な対応ですが、引き続き湯桧曾浄水場系統の水道水の利用と先般B&G財団から提供していただいた給水車の配備とか、非常用の飲料水の配布等をするることになりますが、有事に備え、有効的な湯桧曾浄水系統からの送水量を増やす水道管の増径工事を迅速に進めるように担当課には指示しているところであります。増径というのは、例えば50を100の径にするとかそういう工事だと思います。

とにかく安心安全に水道水が供給できるようにこれからもしっかりと努めさせていきたいと思っておりますので、よろしくご理解、ご協力のほど賜ればというふうに思います。ありがとうございます。

議長（石坂 武君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 応急的な対応として湯桧曾浄水場の水を引き続き利用させていただくということですが、また水量を増やすために水道管の増径ですか、増径工事を進めていただけるようなことですので、ぜひ迅速な対応をしていただくようお願いします。

次に、水道施設の統廃合についてお伺いします。

町村合併前の平成元年3月に旧水上町が中部統合簡易水道事業計画概要書というものをつくりました。この計画を必要とする目的や計画の模式図等もつくられています。当時の水道事業の現況報告では、観光地水上として全国的に脚光を浴び、対応するホテル、旅館、民宿等の需要量が増加するもので、水道事業経営上、良好な状態にあるが、将来を展望した施設の拡張、改良策が望まれる。また、この計画の目的として、水道事業経営の合理化及び飲料水の安定供給を図り、最も需要量が多く、かつ立地条件の類似した地区、地域5か所について検討を行い、単一の水道事業として中部統合簡易水道事業計画を策定の上、今後の指標とするものであると書かれています。

この中部とは、大穴、湯桧曾、幸知、綱子、栗沢区の5地区であります。この事業計画今から35年前になりますので、現在の人口や世帯数も様変わりしています。ホテルや旅館の廃業、企業等の保養施設の閉鎖、学校統合による小学校の閉校などにより計画当時の1日の給水量も大幅に減っているものと思われま

す。現在、大穴、湯桧曾、幸知、綱子に町が管理する浄水場があり、水道水を供給しています。栗沢区と上向山地区は、独自での水道組合で運営しています。しかし、近年住民の高齢化などにより今後独自での運営が厳しいとの意見も伺っております。そのようなことや今年の綱子区での深刻な水不足解消に向け、再度この計画を進めていただき、水道施設の統廃合ということで検討していただき、またこの計画を進めるに当たり、水道施設として消火栓の設置も進めていただければと思います。

綱子区では、過去に区内33戸53棟が延焼する大火に見舞われたことがあります。昭和4年7月の出来事で大分昔のことですが、当時の新聞記事には、「水上村の大火一部落全滅」というこれ当時の新聞記事なんですけれども、これ昭和4年の上毛新聞というこんな記事が載っているんですけれども、この内容が出火と同時に水上消防組、上越線南線工

事人夫等駆けつけたが、水利の便悪く、南東の風勢いで大火となったと書かれております。そのようなことで、当時から水の供給が十分にできない、水利の乏しい地域をうかがわせる内容が書かれています。

現在も区内には防火水槽4か所、消火栓は1基しかありません。今後消防団員の減少や住民の高齢化などにより火災など有事の際の備えとして、消火栓の設置も同時に進めていただければと思います。町長の見解をお伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 水道施設と消火栓、水道組合の関係と計画と消火栓の設置というご質問だというふうに思います。

お示しいただいた中部統合簡易水道事業計画、これ先ほどお話ししました今から35年前に策定されていたということであります。これは旧水上町時代に先ほどご紹介いただきました5地区が対象とした水道施設整備計画で、具体的には豊富な水源を有する湯楡曾水源を核とした水道施設の統廃合計画であったというふうに思います。この地域の水道は、昭和30年から40年代に水道の認可を受け、現在に至っておりますが、施設の老朽化が著しく一部では当時の施設をいまだに利用している場所もあります。組合水道である栗沢小水道も昭和45年に認可を受け、給水していますが、町の施設と同じく施設の老朽化に加え、住民の高齢化による施設の維持管理が厳しい状況であると聞いております。これは阿部清議員も同じ認識でいるんだと思います。

今後は、この地域の安定供給を図るためにも、この35年前の計画ですからやはり見直しをし、現状を踏まえた施設統合計画を策定する方向で今準備を進めております。

また、消火栓の設置のお話がありました。やはり地区には過去に先ほどご紹介いただいた昭和4年の大火ということ、その当時と今ではいろいろ状況が変わっている、建物自体も当時は恐らく木造の建築物が多かったかと思います。とはいえ、やはり水利の確保というものは住民の皆さんに安全安心のためにも必要なものだと思いますし、やはり水道工事と一緒に消火栓の設置工事をするのが経費の削減、工事費の削減にも貢献するのかなと思われまので、それぞれ今の区長さんだったり、地域の方々、また消防団とも連携し、工事のときには同時に場所の提供をいただいた上で、設置の方向で検討させていただきたいと思います。

ただ計画的とは言ってもやはり財源が伴うものですから、早くもちろん早急に進めなければ生活を支える水の供給ですから、しっかり計画を立てて進めていきたいと思っていますので、いろいろご指導、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（石坂 武君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 栗沢小水道組合も含めた中で中部地区の統合計画策定する方向で準備を進めていただけたということで、大変前向きな回答いただきありがとうございます。

また、消火栓の設置についても設置の方向で検討していただけたということですので、よろしく申し上げます。

今後こうした統廃合を進めることにより、先ほど町長言ったように施設の維持管理費の

費用等のコストも削減見込まれますので、この事業を今後のモデル事業、また重要政策の一つとして進めていただければと思っております。

また、消火栓の設置については、綱子区以外の地域でも要望があれば必要に応じて設置していただくようお願いしたいと思います。

次に、組合水道の現状について伺います。

町内には地域で独自運営している小水道組合が幾つかあります。現在の組合数とまた組合から供給されている水道水を使用している件数をお伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 組合水道の現状ということでお答えさせていただきます。

その前に消火栓の地区の要望があったらというあれです。もちろん要望の配置のこういういろいろなバランスを考えた中で、地区からの要望等には毎年応えている状況ですので、ご理解をいただきたいと思えます。

組合水道についてご説明申し上げます。

令和4年度末の水道統計データになりますが、組合水道は簡易水道2地区、小水道5地区の現在計7地区がございます。

給水件数であります。組合簡易水道の藤原簡易水道は111戸、新巻地区の柳沼簡易水道は52戸、組合小水道であります藤原地区の大芦小水道が36戸、明川小水道が10戸、原小水道が23戸、栗沢地区の栗沢小水道が31戸、布施地区の箕輪小水道が19戸の合計282戸となっているのが現在の状況であります。

以上でよろしいでしょうか。

議長（石坂 武君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 現在簡易水道が2地区、小水道が5地区の計7地区あるということで、給水件数は合計で282戸ということですが、独自で運営している小水道組合の中には、人口流出や組合員の高齢化により独自での運営が厳しく、そう遠くない時期に独自での運営ができなくなるとの意見も伺っております。今後こうした地域にどのような支援をしていくのか、町長の見解をお伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） これは大変この小水道組合に限らずいろいろな地区の組織も少子高齢化で近々の課題だというふうに認識はしております。どうしていくのかというご質問だと思うんですけども、平成31年度に地域の公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ることを目的といたしまして、みなかみ町組合水道施設等整備事業補助金というのを創設しております。水道組合または地区が行う水道の施設整備費に対して、上限300万円、事業費の2分の1の補助を行っております。また、水道施設の管理運営に関する技術支援や水質検査管理についての指導、協力なども行っているところであります。

しかしながら、今後も進むと思われれます施設の老朽化や維持管理に関わる深刻な高齢化に対応するためには、さらなる組合水道の支援を推進していかなければならないと考えており、引き続き補助金の活用推進を行うとともに、定期的に運営に関する意見交換などを

実施していきたいと考えております。

組合においても地域のマンパワーを生かし、若手と高齢者が協力して取り組む組織づくりを展開するなど組合水道の維持管理の高齢化対策も併せてお願いしているところであります。

以上、今後についてご説明させていただきました。

議長（石坂 武君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 現在の支援については、施設の整備費の補助ということで、事業費の2分の1、上限が300万円という補助を行っているということですが、やはり老朽化した施設を維持していくには、多額な費用がかかることもあります。少ない人数で運営している地域では住民が工事とかした場合、金銭面の負担も多くなると思います。本来であれば全ての施設を町で管理、対応することにこしたことはないと思いますが、なかなかそう簡単にはいかないと思いますので、全ての町民が安心して衛生的な水を利用できる支援の強化をお願いしたいと思います。

次に、水道管の老朽化問題についてお伺いします。

近年町内の至るところで水道管の破損事故が発生し、漏水による断水が報告されています。水道は住民生活に不可欠なライフラインであり、断水となれば町民の生活に甚大な影響を及ぼします。過去3年間の漏水による事故の対応件数お伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 水道管の老朽化、過去3年間で漏水の対応件数ということでありましてけれども、答弁させていただきます。

過去3年間の対応件数であります。令和2年度が109件、令和3年度は102件、令和4年度は113件で、このうちの約7割が断水を伴う漏水事故となっております。発生の原因なんですけれども、自然破損が約8割を占め、水道管の管種は、塩ビ管が約7割、ポリエチレン管が約3割となっており、ほとんどが経年劣化が原因であるというふうになっております。やはり老朽化と劣化ということが主な顕著な原因だというふうに認識はしております。

以上でよろしいでしょうか。

議長（石坂 武君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 令和2年が109件、3年度が102件、4年度が113件と毎年100件以上の漏水事故が発生しているということは、3日ないし4日に一度は漏水事故が発生しているということ、これ大変今驚いたんですけれども、またその原因も劣化、老朽化によるものですか、国内の水道管は、昭和30年代から40年代の高度経済成長期に布設されたものが多く、既に50年以上経過しているものもあり、重大事故や致命的な損傷等の発生リスクが高まると予想されています。水道管の法定耐用年数は40年とされ、法定年数を超えている水道管の割合も年々増加しています。みなかみ町の現状も同様だと思います。現時点で40年以上経過している水道管、町全体で何%ぐらいになるのかお伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 水道管の40年以上経過している割合という質問だと思います。この間阿部清議員も目にしたかと思うんですけども、県内のデータがちょっと情報がありますので、紹介をさせていただきます。

孺恋村が49.1%、下仁田町が47.3%、上野村が46%、30%以上が県内で8市町村というような情報をいただきました。

町営水道についてのデータとなりますけれども、令和4年度末の水道管総延長が29万870メートルであります。このうち耐用年数40年を超えた延長は6万3,882メートル、22%という数字であります。

以上でよろしいでしょうか。

議長（石坂 武君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） この町の上下水道のみのデータということで、全体の22%を超えているということで、県内の先ほどの割合ですが、40%とか超えているということはそれから比べると割合は低いような数字ですけれども、国内の法定耐用年数を超えた割合というのでちょっと調べてみたんですけども、直近のものが2019年の調査でちょっとあまり当てにならないかもしれないんですけども、これは19.1%です。だからこれ大変低いと思うんですけども、それと比べれば当町の割合は高いように思われます。

現在でも町内多くの水道管が更新時期を迎えていると思います。老朽化した水道管の更新は、災害時のライフラインの確保という観点からも喫緊の課題であります。更新や整備に係る財源の確保などが課題となりますが、今後どのように進めていくのか、考えをお伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） ご指摘のとおりで、耐用年数を超えた水道管の割合が年々上昇する中、耐震化の遅れも加わり、本当に大規模災害時には断水が長期化するリスクが心配をされております。

一方では、今後さらなる人口減少等により料金収入が減少することが予想され、一層厳しい経営環境になることが考えられます。

このような状況下ではありますけれども、みなかみ町水道事業経営戦略に基づき、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、財源を確保し、みなかみ町水道施設等個別施設計画による計画的な更新工事を進めていくとともに、施設を効率的に運営するアセットマネジメント計画、水資源に関する将来展望や方針を定める水道ビジョンを策定するなど将来にわたって安定的な水道事業を継続していくための施策をこれからも計画的に推進していきたいと考えております。

以上です。

議長（石坂 武君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 水道事業は今後厳しい経営が予想されますが、水道事業経営戦略に基づき、

経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、財源を確保し計画的な更新を進めていくとのことですので、今後の取組に期待したいと思います。

次に、最後の質問になりますけれども、水道事業を担う職員の人材確保についてお伺いします。

水道事業は、町民の生活や活動を支える重要なライフラインであり、将来にわたり安心な水の提供供給は誰もが望んでいます。水道事業を担当する職員は、事務職に限らず専門的な知識や技術を要します。万が一漏水事故が発生した場合は、直ちに現場に行き、漏水の情報を確認し、迅速かつ的確な対応でできるだけ早い復旧作業に当たっています。

近年増加している水道施設の老朽化、深刻化する漏水対応などで昼夜を問わず四六時中対応に当たっています。こうした職員たちは社会的責任を果たすため重要な役割を果たしております。

老朽化が進む施設の更新や長寿命化、また今後想定される災害への対応や災害を見据えた不測の事態に対処していくためにも、職員を増やすなどの体制の改善が必要と思われる。上下水道系の体制について町長の見解をお伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 水道事業、上下水道の体制についてのご質問だというふうに思います。

いろいろ阿部清議員もご紹介いただきました。本当に上下水道課の職員365日、本当にいざというときは24時間体制で勤務などもしていただいて本当に現場を担う大変さというのは十分理解させていただいています。自分自身も恐らくこの令和2年の109件とか、令和3年の102件とか漏水事故、前そういう仕事にどこかで携わっているんだと思いますし、大きな道路横断しているところというのは、夜業というんですか、夜、水が余り消費しない時間帯に工事をしなくてはいけない、夜10時から次の日の朝の4時までには水道管の漏水修理をするという仕事もした経緯があります。本当にそのときも水道課の職員も一緒に泥まみれになって水かぶりながら作業した、本当に大変だという認識は持っています。それだけに重要な生活を支えている仕事だなというふうに思っております。

みなかみ町は、浄水場が37か所、水源が57か所とほかの類似団体よりも施設が数多く保有しており、水源の種類もそれぞれ違うため、高度な管理運営が必要な施設もあります。生活と密接な関わりを持つ水道は、高度化する社会の中でライフラインとしての責任、そしてより高い信頼性が求められていますが、その一方で水道職員は全国的に高齢化や人手不足といった問題に直面しており、特に若い世代の人材確保が難しく、やもなく経験豊富な職員が重要な役割を果たしているのが現状であります。

そしてまた、災害時には水道施設の復旧が急務となり、職員は迅速に対応することが求められ、さらに近年の猛暑や水不足の傾向から節水の重要性が高まるなど水道職員はふだんから地域の水の利用状況を監視し、適切な対策を講じる役割を担っており、厳しい労働環境や施設の管理責任を背負っていることから、より多くの人材が必要と考えております。

またこれらの水道施設の維持管理業務に加え、今後控える水道施設の統合整備工事や大規模給水工事、上下水道ストックマネジメント事業など専門的な知識と技術を要する職員の配置、さらには水道事業体に配置しなければならない水道布設工事監督者や水道技術管

理者の配置など組織体制の整備に向けた課題を整理し、具体的にその人材配置というものの検討を進めていきたいというふうに考えております。

大変な仕事だというのは十分理解しておりますし、生活を支える大切な水の安定供給に係る業務でありますので、しっかりとその体制は整えていかなければならないというふうに認識をしております。よろしく申し上げます。

議長（石坂 武君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 現在の体制については、厳しい労働環境であり、また今後多くの人材が必要と考えているようですので、今後具体的な検討を進めていくとのことですので、ぜひ職員の働きやすい環境になるような体制整備をお願いします。また、民間の事業者の活力も最大限に活用していただき、取り組んでいただければと思います。

水道業務は専門性が高く、長期的な視点を持って人材育成に取り組む必要があります。役場職員、公務員には人事異動はつきものです。若手の職員は、職務の適性を見極めるためにも短いスパンで異動するケースもあります。頻繁な異動を経験することにより、多くの業務を学ぶメリットがあります。しかし、水道業務は長期的な視点で人材育成を進める必要があります。専門的な知識や技術を要するには、先輩職員が業務の中で培った経験や技術を次世代につなぐ技術の継承など担い手の確保が必要になります。今後職員の人材育成はどのように進めていくのか、町長の考えをお伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） ご指摘のとおり水道職員の人材育成、専門的な知識とかの習得とか継続的な技術の経験というのが大変重要です。また、もちろん現場で町民と直接対するわけですから、コミュニケーション能力や問題解決力の向上も不可欠であり、また新技術への対応力や組織をまとめるリーダーシップ能力や仕事に向き合うモチベーションの向上を図る環境を整えることが必要であるため、水道職員には様々な学習会や研修会等に参加させるとともに、年代ごとにバランスのとれた人材育成の強化を図っていきたいと考えております。今後も利根川源流のまち、ユネスコエコパークの名に恥じない安心で安全なおいしい水が継続的に安定供給できるよう指導、水道整備計画の推進とともに水道技術職員の育成にも努めていきたいと考えております。

これは上下水道課だけに限らず、人材の育成というものは庁舎全体、役場の中全体での課題だというふうに考えておりますので、特に水道は本当に技術的な面が非常に有するものだというふうに理解しておりますので、専門職員というような配置ということも考えなければいけないのかなど、それで先ほど阿部清議員からもお話がありました民間事業者との連携、これもやはりもうそろそろ本格的にいろいろな地域地域でそういう事業をしている事業者さんも町内におります。そういう方ともこれから連携というんですか、そういう形もやはり視野に入れる時期にきているのかなというふうには認識しておりますし、それが水道課の職員もある程度その地域を任せられれば負担も減るし、また逆にその事業者さんもそういう形での仕事、あくまでも仕事としてそういう巡視なり管理なりをしていただければ両方でウィンウィンの関係になれるのかなというふうな思いが持っておりますし、やは

りそういう部分も今後そういうことも視野に入れながらいろいろ考えていく時期なんだというふうに考えています。

いずれにしろ、今日ご質問いただいたことに関してやはり町民の生活に直結する水道事業ですので、大変重く受け止めた中で、計画にのっとりまた財政とも相談する中で責任持った仕事で進めていきたいというふうに考えておりますので、また地元の議員としてご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（石坂 武君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 専門的な知識や技術を要することは重要であり、水道技術職員の育成に努めていくとのこと。また、水道の事業者との連携もとっていくということですので、そちらのほうもよろしくお願ひしたいと思います。

今後は、水道整備や水道技術管理者等の資格を持っている方を早い段階で水道業務の専門職として採用することも必要になるのかなと思っておりますので、その辺も検討していただければと思います。

広大な面積を有する当町は、上下水道といったインフラが広域に分布しており、今後の水道事業は、人口の減少によりますます厳しくなってきます。老朽管の更新や耐震化は、災害時のライフラインの確保という観点からも喫緊の課題であります。計画的な更新のための財源確保や水道業務を担う職員の人材確保が求められます。安心で安定した水道水の供給のためにもスピード感を持って取り組んでいただくことを期待しまして、私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

議長（石坂 武君） これにて8番阿部清君の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開を午後1時とします。

（11時38分 休憩）

（13時00分 再開）

議長（石坂 武君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順序2 12番 小林 洋 1. 日帰り温泉施設について

議長（石坂 武君） 次に、12番小林洋君の質問を許可いたします。

小林君。

（12番 小林 洋君登壇）

12番（小林 洋君） 12番小林洋。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず、町にあります日帰り温泉施設についてなんですが、観光で成り立っているみなかみ町にとって、日帰り温泉施設というのはそれなりの重要なポジションがあると思うんですが、各施設それなりの時間経過もたっています。

それで、町長にこれらについて、将来的にどんな考えで基本的にいるのかをお尋ねします。

議長（石坂 武君） 町長。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 小林洋議員の一般質問に答弁をさせていただきます。

日帰り温泉施設、先ほど言葉にもありましたように、観光の町として、やはりそれぞれ各地域にあります重要な施設であるというふうには考えておりますが、先ほどお話のとおり、老朽化がしている施設も大変数多いということで、何らかの方向性を示さなければならない時期に来ているのかなというふうな思いがしております。

そんな中で、ちょっといろいろ説明をさせていただきたいと思います。

本町の公共の日帰り温泉施設は、皆さんそれぞれご存じだと思いますが、月夜野地区には風和の湯、さなざわテラス、三峰の湯の3か所、新治地区にはまんてん星の湯、遊神館の2か所、水上地区には湯テルメ・谷川、そしてふれあい交流館の2か所の、町内には計7か所が設置をされております。これらの施設は、町村合併前の旧町村時代に整備され、これまで引き継がれてきた歴史的背景を鑑みても、地域住民にとっては特別の思い入れがある施設と言えます。それぞれの施設には設置目的があり、観光の誘客促進及び地域住民の健康増進、交流による活性化や農業、文化、芸術の振興なども目的としております。

当初目指した目的により、地域に重要な施設として現在も稼働しておりますが、先ほど小林洋議員ご指摘のとおり、整備されてから古いもので30年、新しいものでも約20年が経過しており、施設の老朽化により、維持管理費の増加、また人口減少に伴い利用者数及び利用収入が減少しているのが現実であります。施設を今後も継続するには、建物や設備の更新、内装、外装の改修、そしてバリアフリー対応など、快適さと安全性を向上させるとともに、Wi-Fi環境を強化し、テレワークなどの現代のニーズに対応することなどが必要と考えられております。

例を挙げますと、先ほどご議決賜りましたさなざわの森がさなざわテラスという名称で、ニーズに対応した実証実験事業に取り組んでいるところであります。運営面においては、やはり町の直営ではなく、民間事業者任せなどすることによって、宣伝とかマーケティング活動、ホームページ、SNS、情報発信等、キャンペーン等の企画イベントなど、利用者の満足度を高め、より多様性のサービスを提供することができると考えています。ただし、全ての施設を同様に整備することは、多額の財政負担を伴うことが予想されることから、到底困難なことだというふうに考えております。

日帰り温泉施設はもちろんのこと、多くの公共施設について、同様の老朽化や利用状況等踏まえ、その在り方について検討していく必要があります。さきに行財政改革も今手をつけ始めた、そんな中で、赤沢スキー場も今年度、最後をもってということが今日上毛新聞にも載っていたかと思います。そして、まずできることということで、内部で役場が所有している公用車、これの見直しも今年度から着手しております。日帰り温泉施設については、今後、各施設の現状を把握し、あらゆる可能性を排除せず、公共日帰り温泉施設がどうあるべきかということをしつかりと検討していきたいと考えております。

以上、1次答弁とさせていただきます。

議長（石坂 武君） 小林君。

（12番 小林 洋君登壇）

12番（小林 洋君） ただいまの答弁にあったとおり、利用客の減少とか、本当に設備の老朽化による施設自体の魅力がなくなってきている部分というのが非常にあるのではないのかなというふうに考えているのですが、さっき町長の答弁の中で、全てということではないけれども、そういうのを検討しながら、設備投資も行っていくということですが、今回、補正の中で、遊神館ですか、フィルター等の3,800万円ぐらい、光熱費が1,000万円ぐらいだから2,800万円ぐらいですか、今後そういう形で、レジオネラ菌等なんかの対策もどんどんしていかななくてはならないと思うんですけども、待ったなしでその辺をやっつけていかななくてはならないという施設というのはどのくらいありますか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 待ったなしで修繕ということですが、今あった三峰の湯が。

（「特にそういう健康被害に影響が出るというのは」の声あり）

町長（阿部賢一君） というのが近々ではレジオネラ菌が検出、想定より出ている三峰の湯なんか近々の課題でありますし、遊神館についてももう30年、何年たったのか、一向手をつけていなかったんですよね。小規模な修繕というのは多少毎年やっていたんですけども、ここへ来て、タンクなんか老朽化で亀裂が入ったりとかというので、もうそれをやらなければ営業できないというふうな状況で、今回補正でお願いをしている現状でもあります。把握している部分には、そこかなと。あと、湯テルメなんかもそれなりに外装、内装とかもあるのかなというふうな気がしております。

いずれにせよ、もう20年、30年、30年以上、どこのご家庭でもやはり配管とかというのは30年もたつと、どこかがちょっと不具合を生じたりというケースもあるかと思っておりますけれども、それがまして大規模で、毎日あれだけのそういう形で動力を使って運営をしている以上は、もうそれが普通の一般家庭よりもはるかにスピードが早いのかなというふうな気がしております。ですから、そういう状況においては、どことは言えず、あらゆる施設がもうそういう状況の域に達しているというふうに認識はしております。だから、いつ何が起きてもおかしくない施設がほとんどかなというふうな気がしております。

議長（石坂 武君） 小林君。

（12番 小林 洋君登壇）

12番（小林 洋君） 町長の今の答弁のとおり、本当に喫緊に整備していかななくてはならないという状況なんでしょうけれども、ほとんどの施設が循環型の温泉施設ですから、特に本当にその辺のろ過装置とか、その辺なんかは本当に何十年も放っておけるものなのかどうなのかというふうな考えがあるんですけども、いずれにしても、これを全部やっていくには、相当の設備投資のお金がかかってくると思います。

平成26年、私もこの委員会の中にいたんですけども、町営日帰り温泉施設検討委員会というのが当時ありまして、町のほうに、当時の岸町長ですか、答申をさせてもらった経緯があるんですけども、これの答申に関して、自分自身も委員でいたわけですが、

も、何かやっぱり先延ばし、問題は分かっているんだけど、何か先延ばしにするような答申に終わってしまったなという自分の中の反省があるんですけども、こういった検討委員会をもう一度立ち上げてみるべきだとは思うんですけども、町長、その辺お考えどうでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 小林洋議員、ご紹介いただきました、当時、町営日帰り温泉施設検討委員会のメンバーとして、いろいろ答申を当時町長に出したというお話を伺っております。先送り先送りというか、それが現実だったんだと思います。3回の検討委員会が開催されて、5年後の経営目標の設定及び目標達成に向けた取組等を示し、答申を行ったというふうに把握をしております。先ほどご紹介したとおり、小林議員もそのメンバーとして参画していたわけでありませう。

先ほどご紹介いただきましたように、答申で示された5年目以降の方向性は施設ごとに出されておりましたが、当時の答申の内容といたしましては、おおむね観光や地域において重要な施設であるため、継続することが望ましいとなっております。現在も、今ご紹介したとおり、各施設稼働しております。答申がなされ、既に9年経過しておりますが、その間、やはり検証作業等は実施していないのが事実であります。また、新型コロナウイルスの感染拡大や物価、燃料の高騰など、検証を行った平成26年当時とは状況が異なっております。

先ほど答弁して重複するんですけども、やはりそのような現状をさらに把握し、先ほど小林洋議員が言ったどうあるべきかといったいろいろ、もちろん外部からの意見とかも聞く中で、客観的な意見を聞く中で、再度検証していきたいと思っております。

やはり総論賛成各論反対という、それぞれの地域地域がありますので、やはりそういう議論になってしまうと、なかなか前へ進まないのも現状だと思いますし、やはりそういうものの兼ね合いの中で、放置という言葉の表現が適当かどうか分かりませんが、先送り先送りした事実が今になってきているのかなというふうに考えております。ですから、9月の定例議会でも申し上げましたように、行財政改革、誰かがどこかでやらなければ、未来への責任が果たせないという思いの中で、議員各位にも様々な思いがあると思っておりますけれども、いろいろな角度からご協力をいただきたいと思っております。

ですから、小林洋議員がご指摘のそういう委員会を立ち上げたほうがいいんじゃないかという話はごもっともな意見だと思いますので、今後その意見を反映させる中で、所管する観光商工課を中心に検討に着手させるよう指示をしていきたいと思っております。

議長（石坂 武君） 小林君。

（12番 小林 洋君登壇）

12番（小林 洋君） 町長おっしゃったとおり、どこかで誰かが決断してやらなくてはならないこととてありますし、時期を逃してしまうと手遅れになってしまうということだと思います。

さきの私の中の反省点も踏まえて言わせてもらおうと、そういう委員会を立ち上げた場合に、やはり行政が例えば議会がだけでなく、みなかみの歴史と文化を理解してもらいながらも、中立な第三者というか、そういうところは冷静に将来のみなかみの財政を踏まえな

がら、そういう人たちに入ってもらって、検討してもらうのが逆に重要なのかなと思うんですけれども、その辺どうでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。やはり公平、公正な立場で第三者委員の方に入ってもらい、なおかつ、全く関係じゃなくて、その地域性とか特性とか、その地域の歴史文化というものを十分承知、理解したような方々に入ってもらい、そしてまた財政の長期的な展望に立って、いろいろな視点からの方に入ってもらい、それは、当然あってしかるべきだと思っております。

繰り返しの答弁になってしまいますけれども、そういう方向性というのは大事だと思いますし、今回の質問を契機に、将来を見据えた日帰り温泉施設の在り方というものをしっかりと検討し、いろいろご意見あると思います。それぞれの議員さんのお立場、お立場もあることは十分理解しておりますけれども、そういう形で整理していく必要がある、ましてや移動人口自体がもう恐らく将来的にはもっと少なくなるようなことを考えたときには、7つが必要なのか、また、民間でそれぞれ旅館を営んでいる方々にも温泉がありますので、そういう方々の意見も聞くことも必要かと思っております。

ですから、このままでいいとは決して思っておりませんので、行財政改革の一環の中で、この日帰り温泉施設というものは、当然あらゆる選択肢を排除せずに見直すべき時期に来ているという認識は、それぞれ議員の皆さんも同じかというふうに認識をしておりますので、繰り返しになりますが、ご理解とご協力、これをお願い申し上げたいと思います。

議長（石坂 武君） 小林君。

（12番 小林 洋君登壇）

12番（小林 洋君） 温泉施設もほとんどが事業委託をして、運営してもらっているわけなんですけれども、先ほど、委託業者がそれぞれ何十件にわたり可決されました。温泉施設もその中であつたわけなんですけれども、遊神館さんが、大体ほかの委託料なんかを見ると、ゼロから500万円、600万円ぐらいですよ。そこだけは2,500万円ぐらいになっているわけなんですけれども、その辺のちょっと額が違うので。

議長（石坂 武君） ここで区切っていいですか。

観光商工課長。

（観光商工課長 鈴木和幸君登壇）

観光商工課長（鈴木和幸君） ご質問にお答えいたします。

遊神館指定管理料、今回2,500万円ということでのせさせていただきます。その内訳につきましては、前年度の経費の実績を鑑みて、その額にさせていただきます。現実、遊神館においては、令和4年度の赤字額が2,900万円となっております。そこから町が負担すべき400万円の修繕費を差し引いた2,500万円が今回指定管理料ということで算出させていただきます。現実的に、この2,500万円を指定管理料としてのせなければ、初年度の運営ができないというふうに考えております。

ただ、その指定期間なんですけれども、3年ではなく、今回1年ということにさせていただきました。なぜ1年かという理由については、その2,500万円の指定管理料が適

正かどうかということを検証すべきと考えております。この令和6年度の1年間においてその2,500万円を検証しながら、令和7年度の運営に生かしていきたいと考えております。

以上です。

議長（石坂 武君） 小林君。

（12番 小林 洋君登壇）

12番（小林 洋君） いずれにしても、賛成しているので、この金額が反対とかそういう話じゃなくて、これは1年の検証の結果、妥当だという金額になった場合に、この金額を続けていけるのかという問題になってくると思うんですけども、そういうのも含めて、町長のほうも見直していくということなんでしょうか。今回、1年の契約というのが数件あると思うんですけども、やはりこれ、見る事業者側も建物に魅力がなくなっているというか、もう誤解を恐れず言うならば、しようがない、どうにか見るかというような形で施設を見てもらっている。

それはやっぱりさっきの話に戻りますけれども、老朽化とか、そういう建物自体に魅力がなくなっている部分というのが多いのじゃないのかなと考えています。その辺も含めて検証していただいて、多くの人が手を挙げてくれるような施設になればと思っています。

次の質問なんですけれども、入浴料とか条例で決まっているわけなんですけれども、物価上昇している中で、ある程度入浴料の幅を持たせて、事業者に事業努力で安くするか、それは別としても、そういう幅を持たせてみるというのはどうでしょうか、町長。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） おっしゃっていることは、利用料金を独自にそれぞれの指定管理者が設けて利幅というのか、そういうことですね。可能であるかというのは、今ちょっと初めて聞いたので、持ち帰って内部で検討をさせていただきたいと思います。

議長（石坂 武君） 小林君。

（12番 小林 洋君登壇）

12番（小林 洋君） あくまでも例ですけども、例えば入浴料800円とあって、もうそれ以上粗利額が上がっても販売価格は上げられないわけですから、そうすると、経営を逼迫していくわけですね。さっき遊神館の光熱費、電力の高騰とか、そういうのを価格にある程度反映できるようにしないと、例えば、800円から1,500円までという幅を条例の中で決めて、その中で事業者が努力の中で、うちは800円でいけるよといえれば800円でもいいですし、うちはもうちょっと質のいいサービスを行うので、1,200円にするとかという幅があってもいいと思うんですね。

その辺の条例で金額が決まっているので、条例の中である程度幅をつけてやる方法がいいのかなというふうに思っていますけれども、当然、町民に対するあれは多少それはもうお願いするような形になると思うんですけども、一般のお客さんに対しては、そういう中で自分たちの事業の中の裁量権で、ある程度その幅の中で商いができるというようにしてもらって、スムーズな事業運営をできればと思っています。その辺条例も含めて、町長

ざいまして、赤谷というと、もう小学校区も違うし、もう本当にあれなんですけれども、地元で、いろいろの自然観察会にもなかなか時間が合わなかったんですけれども、1回は参加させていただいて、水源の森とかいろいろと歩かせていただいた記憶があります。

赤谷プロジェクトは、平成15年2003年11月21日に第1回の運営会議が開催され、赤谷プロジェクトが正式に発足しております。その後、2004年3月30日に関東森林管理局と日本自然保護協会の2者が地域住民により組織された赤谷プロジェクト地域協議会の立会いの下、三国山地赤谷川・生物多様性復元計画の推進のための協定を締結し、協働で生物多様性の復元と持続可能な地域づくりを目指して、様々な取組を進められてこられております。2011年4月からは、赤谷プロジェクト地域協議会も加えた3者の協定に基づくプロジェクトとして発展してきているのが現実であります。

町では、地域協議会の3者協定への加入を機に、当時の環境課を窓口とした連携した取組を進めてきております。特に、2012年の宮崎県綾町のユネスコエコパーク登録に日本自然保護協会が大きく関わったということであり、認識としては、大変自然に、ユネスコエコパークのまちとしてすばらしい取組を赤谷プロジェクトがしているということで、これからもいろいろな場面で関わりが持てたらいいなというふうには認識しておりますし、やはり自然というのは大切なものだというふうに思いますので、そういう子供さん方にもやはりこういう大自然を味わう機会となるべく、赤谷プロジェクトさんとかにも取組を推進していただければというふうに思っております。すみませんでした。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 国有林管理者である関東森林管理局と自然保護団体である日本自然保護協会の立場の異なる2者が赤谷プロジェクト地域協議会の立会いの下発足したということですが、そもそも地域協議会というのは、国内でも貴重なイヌワシやクマタカの繁殖地が確認されている赤谷の山々の自然と水源地を守っていかうとしたことから立ち上った地域住民の活動団体だと伺っています。

現在、赤谷プロジェクトは、幾つかのワーキンググループに分けられています。ニホンジカの低密度管理などを含めた哺乳類ワーキング、イヌワシなどの動きを日々観察し確認し、データを集積したりする猛禽類ワーキング、ニッコウキスゲなどの植生回復試験や伐木計画等を調査している植生管理ワーキンググループ、砂防ダムなどによる生態系の変化を調査しているグループや環境教育ワーキンググループ、木材の有効活用や小規模伐採の継続的な実現に向けた地域づくりワーキンググループなど、町内外多くの大学の教授や研究機関も入っている様々な調査や活動があり、蓄積されたそのデータは何十年という長いスパンで続けられてきているものもあります。

今、代表的なものを挙げさせていただきましたが、多くの大学教授や関係機関の関わりの中で積み重なってきたこれらのデータは大変貴重なものです。それらを含めた赤谷プロジェクトや谷川エコツーリズムの活動が続けられているみなかみ町と隣接する新潟県や長野県の一部を含む上信越国立公園では、広範囲のエリアにおいての人の生活そのもの、人と自然との共生が世界的に評価され、先ほど町長もおっしゃられたユネスコエコパーク登録

にも大きく寄与しました。町のご認識を再度お伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 町の認識ということで答弁をさせていただきます。

ユネスコエコパーク登録に当たっては、2012年、先ほど申し上げました、先に言っちゃって申し訳なかったんですけども、綾町がエコパークに登録されて、自然保護協会がそのとき大きく関わってきたこともあり、また、赤谷プロジェクトの自然環境モニタリング会議に関わっておられる専門家の先生方の紹介もあり、登録への検証が進められてきました。さらに登録に当たっては、赤谷プロジェクトにより得られた多くの知見、先ほどご紹介いただきましたそういう知見が申請に活かされており、協定3者のうちの1つであり、専門知識を有する自然保護協会に申請書の作成の一部を委託するとともに、ご指導いただいたことが大きく結びついたのでというふうに認識をしております。大変お世話になったという認識でおります。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） ユネスコエコパークの登録に赤谷プロジェクトの活動と関係機関が大きく貢献したということを確認させていただきました。令和3年3月3日の定例会において、みなかみBRとSDGsを中心としたESD持続可能な開発のための教育活動についての一般質問をさせていただきました。再度、赤谷プロジェクトに関わる町の取組についてお伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 赤谷プロジェクトに関わる町の取組というご質問だと思います。町では登録に先立ち、赤谷プロジェクトと連携した様々な取組を進めているのは、鈴木美香議員もご承知だと思います。現在でも四半期ごとに行われる赤谷の森散策の共催や赤谷の森だよりの配布、そして新治小学校では、毎年、赤谷プロジェクトと連携し、三国遠足やセンサーカメラによるモニタリングなども行われてきました。また、先日は小学校高学年を対象に、イヌワシ観察会を共催させていただき、飛翔するイヌワシを見ることができたと聞いております。大変これは貴重な、小学生のときにイヌワシを自分の目で見られるというのは貴重な体験だったと思います。

事務的にも、事務局会議や赤谷プロジェクトの核となる企画運営会議にオブザーバーとして参加させていただいているほか、赤谷プロジェクトの協定3者と私と教育長ほか関係課長が参加し、取組の報告などを受ける連携会議も毎年開催をされております。鈴木美香議員も出席されておりましたよね、前回。また、今年2月には、みなかみ町、そして三菱地所株式会社、日本自然保護協会の3者協定により取組が始まったネイチャーポジティブプロジェクトは、日本国内でのトップランナーとして、世界にも注目される取組であり、まさにユネスコエコパークに登録されている町の理念と赤谷プロジェクトの成果であると感じております。

今後もユネスコエコパークのまちとして、その核となる取組の1つである赤谷プロジェクトは一層関係団体、そして組織と連携を深めながら、支援、協働する取組を進めていき

たいというふうを考えております。ですから、町でやるべきことはしっかりとやらせていただき、連携をさらに深めていきたいというふうを考えております。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

- 7番（鈴木美香君） 先ほど、赤谷の森の地元である新治小学校の環境学習に赤谷プロジェクトが関わっているとおっしゃいましたが、町内のほかの小学校の教育にも自然豊かなみなかみ町の環境を使った教育がなされています。以前行わせていただいたESDに関する一般質問の際に、環境学習発表会のコロナ禍における対応をお伺いしたところ、動画の発信ということでした。今年、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことで、コロナ禍以前のような発表の機会が設けられるということですが、詳細をお伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

- 町長（阿部賢一君） コロナが5類に移行したその以前は動画発信みたいな形だったというふうに伺っております。以前から行ってきた町内の小学生による環境学習発表会はコロナ禍で、先ほどご紹介いただきました動画を撮影し配信するとなっていましたが、本年度は、4年ぶりにカルチャーセンターにおいて、2月3日に開催する予定となっております。この機会に、やはり事務レベルであります。先ほどご紹介いただいた赤谷プロジェクト20周年のイベントを併せて実施する検討を現在行っているというふうに報告を受けております。

まだ時間がありますので、内容的にはまだ確定はしておりませんが、やはり環境学習発表会の小学生の姿、発表会をしていただいて、せっかくの機会ですので、小学生に多くの赤谷プロジェクト関係者に見ていただくと同時に、赤谷プロジェクトについて多くの方にこれを機会に知っていただく機会になればいいなというふうに思っております。町でもこういう取組をしているんですよということを多くの町民の方に知っていただく機会になるように、周知していきたいというふうを考えております。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

- 7番（鈴木美香君） 生徒が生まれ住むみなかみ町について様々な視点から発表する環境学習発表会は、私たち大人も知らなかったことの深掘りや発表する生徒の自信にもつながるよい機会です。ぜひ情報発信の方法を工夫していただき、町民の皆様にも発表会へ来ていただくよう折々にお伝えしていただき、町民全員に周知し切れたという上での開催をお願いしたいと思います。

よい機会ですので、知らなかったという人が出ないように、多角的に情報提供をお願いしたいと思います。繰り返しになりますが、同時に開催予定の赤谷プロジェクト20周年記念イベントは、プロジェクト自体の大きな節目でもあります。今後、日本自然保護協会、関東森林管理局、みなかみ町の3者のみならず、三菱地所の関わりを得て、ネイチャーポジティブの目標である自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め反転させることとして、赤谷プロジェクトがどのような活動をしているのか周知できる絶好の機会になります。今後の赤谷プロジェクトや谷川エコツーリズムによる活動は、ユネスコエコパークの理念にのっとったネイチャーポジティブを目的としながら、町民の皆様がどのよう

に参加できるのか大事な要素になってきます。

現在も、毎月第1土曜日は赤谷の日ということで、県内外のサポーターが調査や体験学習を行っています。先ほど町長もおっしゃられたイヌワシ観察や猛禽類の狩り場の試験地の広葉樹の植栽、月夜野地区で10月に行われたホタル繁殖地でもあるため池のかいぼり作業、いわゆる水抜きと外来魚の除去などが行われましたが、そういう保全作業に町民の皆様が参加していただきやすいプログラムの検討や実働的な活動参加にも町も積極的な共催、後援や支援が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） いろいろお話、今、質問の内容を伺いました。周知の方法というのはいろいろあるのかと思います。申し上げましたように、いろいろな角度から、知らなかったよということがないようにして、ただ限界があるということも承知していただきたいと思っています。関心がある人は自ら情報を得て、出向くというような方もいますし、ない人は見てもというふうな、とにかく情報の提供というのはしっかりと多くの町民に行き渡るような方法を考えていきたいと思っています。まして、小学生がそういうことで発表会をしてくれるということですから、親御さんなんかには特に多くに来ていただければありがたいなと思っております。

いろいろのお話がありましたけれども、やはりみなかみ町だけでは全てが決定できる事項ではございません。それぞれ関係する自然保護協会だったり赤谷のプロジェクト、それぞれ組織と連携して、ましてや所管する林野庁とかとも一緒になって協議して進めていかなければならない事柄だというふうに認識しております。その点は十分理解して質問していただいているんだと思います。ですから、ここで申し上げられることというのは、そういう方が赤谷プロジェクト20周年記念、これもやはり協力はします。そして、それぞれの先ほど申し上げた団体ともしっかりと連携する中で協議をする中で、どういう形がいいのかということテーブルの上で話し合った中で、その形にしていければと思います。

もちろんユネスコエコパークの町でありますから、しっかりと連携して、そういうことを進めていく、当然のことだと思いますし、そうしていきたいというふうに考えております。ぜひ議員各位にもご協力、ご理解を賜ればと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 多くの町内外の方が関われる環境こそが人と自然との共生というユネスコエコパークの理念そのものだと考えます。関係人口を含め、生物多様性の保全活動参加機会の創出を期待いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

今回一般質問させていただくのは、CAPという子供の人權や様々な立場からの視点の周知等による暴力防止プログラムについてです。今年7月に、群馬県内の国会議員をはじめ県議会議員、市町村議会議員、現職の議員が所属する党派を越えた約40名による団体ぐんま女性議員政策会議で学ぶ機会がございました。講師には、当時、群馬県警察本部長でありました小笠原和美氏、現在警察大学校特別捜査幹部研修所長になられておりますが、

その小笠原氏が務めてくださり、性暴力をはじめとする現状と子供を取り巻く社会状況における人権問題について研修を受けさせていただきました。

現在、群馬県においては、児童相談所に児童虐待が疑われるとして相談が寄せられているものとして、2000年から集計を始めた中で、増加傾向が続き、コロナ禍の影響で2020年2,286件、反動減となった2021年は1,909件、去年2022年は1,977件となっており、高水準で推移し、増加傾向にあると分析されております。みなかみ町においても、残念ながらその枠外ではございません。その現状をどうお考えでしょうか。みなかみ町における児童虐待等のご相談件数をお伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 引き続き鈴木美香議員の質問、町における相談件数と種別の現状ということであります。

CAPということですがけれども、答弁に入る前に、美香議員も承知かと思っておりますけれども、群馬県内でもこの間、富岡市のほうで虐待でという事件があって、そういう記事を見るたびに本当に心が痛む、そんな思いであります。

みなかみ町における児童虐待等の相談件数は、継続も含め8件で、種別については身体的な虐待が6件、養育不足が2件で、県同様に相談件数は増加傾向にあります。このことから、町民に寄り添う子育て支援の一環として、専門的な知識を有する公認心理師をこども家庭相談係に配置し、相談体制、寄り添う姿勢というものの強化を図っているところであります。

また、そういうことに強化を図りつつ、こどもの居場所づくり等にも力を入れております。やはりこの間、県会議員の先生が2名、みなかみ町が先進的な居場所づくりの取組をしているということで視察に来たときに、鈴木美香議員も同席していただいたというふうに伺っておりますけれども、そういう取組も、ある意味、居場所づくりとしては必要なことなんだと、選択肢が増えることは大変いいことなのだと思います。

引き続き、取組としては虐待の早期発見に努めるとともに、重大な事故に発展することのないように、関係機関との情報の共有、連携強化を進めてまいりたいと思います。また、早期発見というのは本当に大切なことだと思っていますので、しっかりと努めていきたいというふうに考えております。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） ありがとうございます。

結構、ちょっと伺おうと思ったお答えをまとめてお答えいただいたので、前後してしまうかと思うんですが、虐待者は実母、実夫、保護者など、内容としては心理的、心身的、食事を与えないなどネグレクト、強制性交、強制わいせつなど多岐にわたる深い課題だと思っています。大多数を占める対象は幼少期から児童、学生となっており、生活の大多数を過ごす学校内でのいじめの問題にも関わってくることもございます。

続けて、町内小中学校におけるいじめの相談件数をお伺いします。教育長、お願いします。

議長（石坂 武君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 鈴木美香議員のご質問にお答えします。

今年度4月から10月までの統計ですけれども、町内小中学校で認知されたいじめの件数は29件です。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 4月から10月まで、今年度29件、かなり私としてはちょっとびっくりするほど多いかなというふうに感じました。問題を解決する方法は、教育現場においてしっかり取っていただいていると思うんですが、どのようなものになりますでしょうか。

議長（石坂 武君） 教育長。

教育長（田村義和君） いじめ防止の対策でよろしいでしょうか。そのお答えの前に、先ほど美香議員が数字でちょっとびっくりされていたので、いわゆるいじめというのは、非常に軽微なものも含めての認知件数ですので、この29件の中で多いものは、悪口を言われた、嫌なことをされた、軽くたたかれたなどが多いというような状況で、深刻な問題になっているものはございません。

では、それにしてもそれがきっかけということもございますので、学校におけるいじめ防止につきましては、各学校は、いじめ防止基本方針というのを各学校がつくっております。それに基づいて、各種取組を行っています。例えば、道徳や学級活動で、関連する題材やテーマについて話し合ったり、情報モラル教室を実施して、SNSの危険性、SNSによるいじめの防止などを指導したりしています。また、いじめ防止集会やいじめ防止スローガンの募集、いじめ防止ポスターの募集、悩みアンケートの実施、挨拶運動などにも積極的に取り組んでいます。

町教育委員会では、毎年1月にいじめ防止子ども会議を開催しております。コロナの間で紙面上での会議になっておりますが、今年度の1月には、今のところは対面でこの防止会議を実施する予定でございます。各学校から代表が参加して、それぞれの学校で取り組んでいるいじめ防止活動について発表し、いじめ防止に対する啓発活動を教育委員会では行っています。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 教育長から、29件で驚いたということで内訳をお伺いしました。悪口等々細かいことも含めてきちんと数字として挙げているということをすごく評価させていただきたいと思います。

学校教育現場でのいじめというのは、元をただせばというとちょっと語弊があるかもしれないんですが、人権問題に関わっていると思います。折しも、今月12月4日、昨日から10日まで、令和5年度の第75回人権週間と定められており、これは12月10日が国際連合において世界人権宣言が採択された日にちなんだものです。世界的に世界を見ても分かりますとおり、人種や障害、性別、偏見や差別、その他至るところに人権問題、先ほど

の悪口を言われたとか、そういう心の傷になってしまうような言葉もそれですけども、人権問題が社会問題、課題になっています。学校だけでは解決し切れないのも現実だと思います。人権について、地域における取組についてお伺いします。

議長（石坂 武君） 教育長。

教育長（田村義和君） 町民向けの人権啓発活動ということになると思うんですけども、生涯学習課のほうを担当になりますけれども、取組としては、町民に向けた啓発活動の例を申し上げますと、小中学校に、夏休み中の課題として人権ポスターの制作を毎年依頼して、応募された作品については、人権教育推進協議会委員を兼務します社会教育委員の正副委員長により入賞作品を選出して、生涯学習フェスティバルや文化祭などで展示しています。また、12月の人権週間に併せて、広報みなかみに入賞作品を掲載し、今月号に載っていたかと思うんですけども、広く町民の方々にご覧いただいています。人権に関する講座事業については、ここコロナの関係で控えていた部分もございますが、昨年度は県の事業も含め4回実施してまいりました。以上のような啓発活動を行っております。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 町内においても様々な取組、先ほど人権ポスターというのも、今、ちょうど役場の本庁舎の1階のロビーのところに掲示されているのを私も拝見させていただきました。力強いメッセージ、子供のメッセージというのが伝わってくるものでした。学校教育課程における形での授業の一環というのものもあるかと思えます。先ほど申したとおり、人権問題は幅広く根深いものです。

そのような中、保護者や教育者なども、大人も学べる策の1つとなり得るのが今回私が提案させていただく一般社団法人J-CAPTAのCAPプログラムです。このプログラムは、1978年アメリカで始まり、日本に入ってきたのは1985年です。今からおおよそ38年前になります。チャイルド・アサルト・プリベンションの頭文字を取ったこのCAPは、子供たちがいじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力といった様々な暴力から自分を守るための人権教育プログラムです。ロールプレイなどで子供たちの考える機会を設け、学校公開日などに保護者や地域の方々にも参加していただくことにより、実際の犯罪抑止行動や人権問題の捉え方、気づきなど、幅広い効果と意識の醸成が期待できます。また、開催する側としての資格を取得したり、活躍する人材を町内から輩出する機会を設けることとなります。何より人権に対する意識の向上を図ることができるのが地域にとって大きな効果になると思います。

そのようなセミナーの企画ができる人材育成の研修プログラムと一般参加型のワークショップがございまして、多角的な課題へのアプローチができます。例えば、子供向けのワークショップでは、先ほど話したロールプレイによって参加型の学習形態で自らが感じたこと、考えたことを話し合いながら、暴力防止対処法を具体的に進める学びができます。従来の何々してはいけません式の危険防止教育とは根本的に異なり、何々することができる、ノーと言えることができるよとか、身を守るための行動選択を練習します。保護者や教職員、地域の方など大人を対象にしたプログラムでは、子供と暴力についての正しい知

識を教えたり、子供の人権尊重とエンパワーメント、自らの意思を尊重し、決定権を与え、行動を促すことを学ぶことができます。

家庭においては、子供の心の変化に気づくことや親としての見守り方を学んだり、固定概念からの脱却による子育ても大事なものとして考えますし、学校、SNS、地域など様々な場面で、今生きづらさが根底にあると言われる社会課題に一人一人の可能性を大事にするプログラムだと思います。

今、CAPプログラムについて簡単にちょっとご説明させていただきましたが、この概要についてどう思われましたでしょうか。町長。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） CAP、先ほどご紹介をいただきました。自らの身は自らで守るということで、チャイルド何とか何とかという3文字ですよ。大変重要なことだというふうに認識をしております。これはやはり学校現場、そして社会教育として、地域全体で子供の安心・安全を守るための取組の中で大変重要なものだというふうに認識をしております。現在もいろいろな取組を町でもいろいろ取り組んでいるのはご承知かと思いますが、さらにこれらの取組を工夫、改善する中で、CAPのプログラムというものをまだ始まったばかり、4月でしたっけ、去年でしたっけ、このCAPが、23年4月、すみません、ちょっと認識が。そういう中において、このプログラムというものは1つの参考とさせていただきますたいと思います。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 日本に入ってからもう40年ほどたつようなプログラムになるかと思えます。多角的な立場で学べるプログラムでもあり、群馬県でも様々な地域で講演会が実施されております。今回提案するきっかけになったのは、本来、子供向けワークショップと実施に必要な教職員向け保護者向けのワークショップ、それぞれ数万円かかる事業のところ、群馬県内、こちらのチラシになるんですが、お試しCAPワークショップお届け事業として、2024年7月まで無料でお届けするという情報をいただいたからなんです。とはいえ、これは有料でも必要な社会教育事業だと思っています。ただ、今回の無料ということですから、このチャンスを生かすべきだと思います。現在行っている人権教育、地域福祉事業などに組み込ませ、子供たちに実際の行動選択を取ることによる暴力の回避、対処法を学ぶ機会を町民の幸せや安心・安全なまちづくりにつなげる一助として取り入れていただくお気持ちがあるか、再度お伺いします。

議長（石坂 武君） 町長から。

町長（阿部賢一君） いろいろ参考になることはたくさんあるんだと思いますけれども、生涯学習課というか教育委員会の取組の1つになるのかと思います。結構いいなと思うことはもちろん教育委員会で取り入れるんだと思います。その辺については、教育長から答弁させていただきますたいと思います。

議長（石坂 武君） 教育長。

教育長（田村義和君） CAPの内容につきまして、学校のほうにもそのチラシが来て、それを配布

されております。先ほどからいろいろおっしゃっているのは、非常に内容的にはすばらしい内容だというふうに思いますけれども、実際、例えば学校で、今さっきやっていることも言いましたけれども、今さっきのは、いじめ防止という観点で申し上げましたけれども、例えば、防犯的な面だとか自分の体や自分自身を安全に守ることについても、いろいろな面から学校の中でもされています。例えば防犯教室、これは警察が関わっているので、講師に来てやっていただいていること。授業の中では、県もサンプルを出して、それで進めるSOSの出し方というのもやっています。先ほどの防犯教室の中では、「いかにおすし」というのはよく聞いたことがありますけれども、もうそれは定番でやっているというような、それぞれいろんなことをやっています。例えば道徳なんかでいえば、安全に気をつけてよく考えて行動することという題材があったりだとか、命の大切さを教えるための題材もあったりとか、特別活動なんかでいえば、学級活動の健康、安全の面で、事故や事件、災害等から身を守るということで、学校の中では、相当安全の全体計画をつくって、びっしりやられているというような状況がございます。

ですから、例えば学校にそういうCAPの方をお呼びしてというのは、よほど特別なことで、何かのPTAの講演会の機会にとかというようなことで、学校のほうでこれはいいなということであれば、選択肢の1つになるかなというふうに思います。また、生涯学習のほうでいえば、そういう人権に関わる講座の中で、虐待だとか主に防犯に力を入れたものを、もしもやるとすれば、その参考にさせていただけるのではないかなというふうに思います。無料だからすぐ取り入れるというのはなかなか難しいんですけども、いろいろある中の1つとして参考にさせていただきたいというふうに思います。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 今回通告を出させていただいた後、上毛新聞の1面にある三山春秋にタイミングよくCAPが取り上げられていました。群馬県でも準備会が発足したという内容でした。せっかく、無料だからという飛びつくようなことはしないようなお話ではありましたが、どうせやるなら、いずれやるなら早めに手を挙げていただきたいと思います。

本日2つの質問をさせていただきました。赤谷プロジェクト20周年記念事業に向けた取組と、暴力防止プログラムCAPの導入についてです。広報や町の人権のポスター、すぐ皆さんに見ていただきたいなと思っております。自然豊かなみなかみ町の子育てそのものが価値の高い教育環境であることを誇りに思いまして、本日の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（石坂 武君） これにて、7番鈴木美香君の質問を終わります。

散 会

議長（石坂 武君） 以上で本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。

明日12月6日は午前9時より一般質問を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

(14時03分 散会)